2　日本農林規格の制定等に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　日本農林規格の制定に関する事項

イ　制定しようとする日本農林規格の対象となる農林物資の種類及びその趣旨

ロ　当該農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査（以下「規格調査」という。）に関する事項

ハ　当該日本農林規格の制定の原案の作成に関する事項

ニ　当該原案に基づいて作成された日本農林規格の制定の案（以下単に「制定の案」という。）及び法第八条第一項の規定による申出に係る原案について広く一般の意見を求める手続に関する事項

ホ　農林物資規格調査会の審議に関する事項

二　日本農林規格の確認等に関する事項

イ　確認等をしようとする日本農林規格の名称

ロ　当該確認等をしようとする日本農林規格の規格調査に関する事項

ハ　当該日本農林規格の確認等の原案の作成に関する事項

ニ　当該原案に基づいて作成された日本農林規格の確認等の案（以下単に「確認等の案」という。）及び法第九条において準用する法第八条第一項の規定による申出に係る原案について広く一般の意見を求める手続に関する事項

ホ　農林物資規格調査会の審議に関する事項

3　農林水産大臣は、第一項の規定により日本農林規格の制定等に関する計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4　前項の規定は、日本農林規格の制定等に関する計画の変更について準用する。

（削る）

第三条　削除

（調査実施法人）

第二条　農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める法人（以下「調査実施法人」という。）に、規格調査を行わせることができる。

一　日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。

二　規格調査に関する知見を有していること。

三　規格調査を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

四　個人情報の適正な取扱いの方法その他規格調査の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定していること。

2　調査実施法人は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、規格調査を行わなければならない。

3　調査実施法人は、規格調査が終了した後、速やかに、報告書を作成し、農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

（原案作成機関）

第三条　農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める合議体（以下「原案作成機関」という。）に、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わせることができる。

一　合議体の構成員が、日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。

二　合議体の構成員の構成が、利害関係を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮されたものであること。

三　合議体の構成員以外の利害関係を有する者にその会議において意見を述べる機会を与えること、当該会議を公開することその他利害関係を有する者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが原案作成機関の会議規則に定められていること。